

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成 29 年 規則第 22 号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員にはその勤務形態に応じ、次の報酬を支給する。

- (1) 非常勤役員 報酬
- (2) 非常勤評議員 報酬

2 職員と理事（業務執行理事を含む）を兼務する者にあっては、報酬は支給しない。

(報酬総額)

第3条 役員の報酬総額については、各年度 150,000 円を超えない範囲とする。

2 評議員の報酬総額については、各年度 105,000 円を超えない範囲とする。

(報酬の額)

第4条 役員の報酬の額については以下のとおりとする。

- (1) 役員 1 会議 5,000 円
- (2) 評議員 1 会議 5,000 円

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給方法については、以下のとおりとする。

- 2 役員に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項及び改廃については評議員会の決議によるものとする。

附 則 この規定は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

改 正 平成 30 年 6 月 27 日（報酬総額）